

議案第 19 号

八幡浜市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市空家等対策の推進に関する条例（平成 29 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>管理不全空家等及び特定空家等</u> に係る 手続（第 10 条— <u>第 17 条</u> ） 第 4 章 長屋空家等及び特定長屋空家等に係る 手続（ <u>第 18 条</u> ） 第 5 章 補則（ <u>第 19 条—第 21 条</u> ） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）所有者等 <u>法第 5 条に規定する所有者等</u> をいう。 （2）～（4） （略） （5）空家等 <u>法第 2 条第 1 項に規定する空家</u> <u>等をいう。</u> （6）特定空家等 <u>法第 2 条第 2 項に規定する</u> <u>特定空家等をいう。</u>	目次 第 1 章・第 2 章 （略） 第 3 章 <u>特定空家等</u> に係る 手続（第 10 条— <u>第 15 条</u> ） 第 4 章 長屋空家等及び特定長屋空家等に係る 手続（ <u>第 16 条</u> ） 第 5 章 補則（ <u>第 17 条—第 19 条</u> ） 附則 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号の定めるところによる。 （1）所有者等 <u>空家等の所有者又は管理者</u> をいう。 （2）～（4） （略） （5）空家等 <u>建築物又はこれに附属する工作</u> <u>物であって居住その他の使用がなされてい</u> <u>ないことが常態であるもの及びその敷地（立木そ</u> <u>他の土地に定着する物を含む。）をいう。た</u> <u>だし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理</u> <u>するものを除く。</u> （6）特定空家等 <u>空家等のうち、そのまま放置</u> <u>すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれ</u>

(7) 管理不全空家等 法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。

(8) (略)

(9) 特定長屋空家等 長屋空家等のうち、特定空家等と同様の状態にあると認められるものをいう。

(所有者等の責務)

第4条 (略)

2 所有者等は、市が空家等対策計画に基づき実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第3章 管理不全空家等及び特定空家等に係る手続

(管理不全空家等の認定)

第10条 市長は、空家等について調査を行った結果、管理不全空家等に該当すると認められる場合は、管理不全空家等に認定する。

(管理不全空家等に対する指導及び勧告)

第11条 管理不全空家等の所有者等に対する指導については、法第13条第1項に定めるところによる。

2 管理不全空家等の所有者等に対する勧告については、法第13条第2項に定めるところによる。

(特定空家等の認定)

第12条 市長は、空家等について調査を行った結果、当該空家等が特定空家等に該当すると認められる場合は、特定空家等に認定する。

2 (略)

(特定空家等に対する助言又は指導及び勧告)

第13条 市長は、特定空家等の所有者等に対する助言又は指導については、法第22条第1項に定めるところによる。

2 特定空家等の所有者等に対する勧告については、法第22条第2項に定めるところによる。

のある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものをいう。

(7) (略)

(8) 特定長屋空家等 長屋空家等のうち、第6号に規定する状態にあると認められるものをいう。

(所有者等の責務)

第4条 (略)

第3章 特定空家等に係る手続

(特定空家等の認定)

第10条 市長は、空家等について調査を行った結果、当該空家等が第2条第6号に掲げる状態に該当すると認められる場合は、特定空家等に認定する。

2 (略)

(指導、勧告及び命令)

第11条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、周辺の生活環境の保全を図る等のために必要な措置をとるよう、法第22条第1項の規定に基づき助言又は指導を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、法第22条第2項の規定に基づき勧告を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認め

(特定空家等に対する命令)

第14条 特定空家等の所有者等に対する命令については、法第22条第3項から第7項まで及び第15項に定めるところによる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(公示)

第15条 前条に規定する命令をした場合における公示については、法第22条第13項及び第14項に定めるところによる。

(行政代執行法の適用)

第16条 第14条に規定する命令をした場合における当該命令に係る措置の履行の確保については、法第22条第9項に定めるところによる。

るときは、当該者に対し、法第22条第3項の規定に基づき、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置をとることを命ずるものとする。

(命令に係る事前手続等)

第12条 市長は、法第22条第3項の規定により勧告に係る措置を命じようとするときは、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、法第22条第3項の規定により勧告に係る措置を命じようとするときは、あらかじめ、当該措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置の内容及びその理由並びに当該措置を講ずることに対する意見書（以下「意見書」という。）の提出先及び提出期限を記載した文書（以下「通知書」という。）を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 前項の規定による通知書の交付を受けた者は、当該交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合は、前条第3項の勧告に係る措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行うものとする。

5 市長は、前項の規定により意見の聴取を行おうとする場合は、前条第3項の規定により命じようとする措置の内容及び前項の規定による意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告するものとする。

6 第3項に規定する者は、意見聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

(命令に係る手続等)

第13条 市長は、必要な措置を命じた場合は、標識の設置その他市長が別に定める方法により、その旨を公示するものとする。

2 前項の標識は、必要な措置を命じた特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 必要な措置を命じた特定空家等については、八幡浜市行政手続条例（平成17年条例第15号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(行政代執行)

第14条 市長は、命令を受けた者が当該措置命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反す

